

特定非営利活動法人インターライ日本

法人賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約は、特定非営利活動法人インターライ日本（以下、本法人）が定款第6条の規定により設置する法人賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって本法人の賛助会員制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(議決権)

第2条 賛助会員は、正会員と異なり、当法人の総会での議決権を有しない。

(資格)

第3条 法人賛助会員とは、本法人の目的に賛同し、賛助するために入会した団体を指す。

2 本法人の法人賛助会員制度においては、賛助会員 A および賛助会員 B の2種類の会員を設ける。

3 賛助会員 A の入会資格は次のとおりとする。

(1) 主に介護保険指定事業を行う事業者であって、第一項にあたるもの。

(2) インターライ方式ケアアセスメント(以下、インターライ方式)を法人(または事業所)で統一的に導入またはその予定があるもの。

(3) 法人(または事業所)のサービス利用者へのインターライ方式によるアセスメントの定期実施および賛同する研究事業への蓄積データの供与に協力できるもの。

4 賛助会員 B の入会資格は、主に介護事業以外の事業を行う団体であって、第一項にあたるものとする。

(入会)

第4条 第3条に定める法人賛助会員有資格者は、本法人の承認を得て入会する。

2 賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 賛助会員として加入しようとする者は、第4条に定める入会金を納付する。

3 理事長は、第2項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第5条 法人賛助会員は、本法人の定款附則に定める以下の入会金および年会費を納入しなければならない。

(1)入会金 賛助会員 A 1万円 賛助会員 B 1万円

(2)年会費 賛助会員 A 1万円 賛助会員 B 10万円

2 会費の適用期間は毎年1月から12月とし、年度途中であっても同額とする。

(会員資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第7条 法人賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 法人賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本法人の定款およびこの規約に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により賛助会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(附則)

(1) 本規定は、平成25年1月1日から施行するものとする。

特定非営利活動法人インターライ日本について

■設立目的

高齢者ケアの現場では、介護の内容となるケアプランが重要な役割を持ちます。私たちは、MDS (Minimum Data Set : エム・ディー・エス)と呼ばれるアセスメント表に基づいた根拠のあるケアプラン作成を行う MDS 方式を日本に導入・普及してきました。

MDS 方式は、国際的にはアセスメント表とケア指針を合わせて RAI (Resident Assessment Instruments : ライ) と命名されており、その著作権は国際的な研究組織として米国の非営利公益団体に認定されているインターライ (inter RAI) が保有しています (インターライとは、インターナショナルと RAI を合わせた造語です)。

これまで私たちは、日本及び東アジアにおける MDS 方式に関する研究・連絡の拠点として「インターライ日本委員会」の名称で活動してきました。しかしながら、日本における介護の質の向上に関する社会的な関心の高まりと、インターライのケアプラン方式が全面的に刷新されたことを受けて、「MDS 方式」を「インターライ方式」に名称を変更しました。そして、ケアの質の向上に賛同する企業・団体との連携を強め、インターライ方式の普及活動をより積極的に進めるために特定非営利活動法人インターライ日本を設立しました。

私たちは、インターライ方式を用いた諸事業により、日本における高齢者ケアの質の向上を図り、もって広く一般市民を含む公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

■法人概要

名 称 : 特定非営利活動法人インターライ日本 (interRAI JAPAN)

設 立 : 平成 23 年 7 月 13 日 (東京都)

事務局 : 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 1 番 1 一般社団法人北海道総合研究調査会 内

活動内容 :

- インターライ方式を用いた高齢者ケア等の向上のための調査・研究・公表に関する事業
- インターライ方式を用いた高齢者ケア等の普及・啓発に関する事業
- 高齢者ケア等の質の向上を目的とする企業・団体等との連携及びその支援に関する事業
- インターライ方式に関連する書籍の出版・販売に関する事業
- インターライ方式に関連するライセンス管理に関する事業

■法人役員(平成 30 年 1 月現在)

理事長	池上 直己	慶應義塾大学 名誉教授/聖路加国際大学特任教授
副理事長	山内 慶太	慶應義塾大学大学院 健康マネジメント研究科 教授
理事	新津 ふみ子	日本社会事業大学大学院 専門職大学院 客員教授
理事	五十嵐 智嘉子	社団法人北海道総合研究調査会 理事長
理事	高木 安雄	慶應義塾大学 名誉教授
理事	石橋 智昭	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団 研究部長
理事	高野 龍昭	東洋大学ライフデザイン学部 准教授
監事	五十嵐 歩	東京大学大学院医学系研究科 講師